



2023年5月22日

各位

## 株式会社インプレスホールディングス

代表者名：代表取締役社長 松本 大輔

(コード番号 9479 東証スタンダード市場)

問合せ先：取締役副社長 山手 章弘

(TEL：03 - 6837 - 5000 代表)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2023年6月23日開催予定の第31期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の改定の概要

当社は、2018年6月22日開催の第26期定時株主総会において、第2号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、非業務執行取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「割当てを受けた日より2年以上の取締役会で定める期間」としてご承認いただいておりますが、本株主総会において、「株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

#### 2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

### 3. その他

以上の改定点のほか、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠等本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年5月18日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、本株主総会において本制度の改定に関する議案が承認されることを条件に、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対しても、上記改定後の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

---

#### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社インプレスホールディングス コーポレートコミュニケーション室 広報担当

TEL: 03-6837-5000 代表 / E-mail: release@impressholdings.com

URL: <https://www.impressholdings.com/>